

平成30年度 事業計画

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団

東京都小山児童学園

東京都小山児童学園

I 施設概要

所在地	東京都東久留米市野火止2-22-26		
事業種別			定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	64人

II 平成30年度の運営方針

児童が安全に安心して生活できる環境を整え、大人や社会への信頼感の確立を図り、心身ともに健全な成長を支援することにより、「自立と自律」というふたつの「じりつ」を育むことを目指して施設運営を進める。

引き続き、都立施設の公的な役割として、中高生児童や様々な課題を抱え特別な支援を必要とする児童等の受入れを行い、風通しの良い職場づくりや人材の確保・育成の充実強化を図り、施設一丸となって質の高い専門的な支援の充実を目指す。

1 児童本位のサービスの徹底

(1) 質の高いサービスの提供

寮やグループホームの運営にあたっては、各職員が連携・協力する良好なチームワークを大前提として、児童には粘り強く誠実に関わる。また職員間のしっかりした情報共有のもと、児童には真正面から向き合うことにより、集団での社会的規範意識も醸成しつつ、その個性や主体性を尊重した支援を提供する。

(2) サービス内容の検証・改善

福祉サービス第三者評価の受審や苦情相談のための第三者委員の意見など、客観的な視点からの検証・評価を活用し、更なる支援内容の改善に努める。

また、平成30年度も利用者満足度調査を実施し、児童の意見をできる限り支援内容に反映し、生活満足度の一層の向上を図る。

2 人材育成の充実強化

職員を責任ある業務やポジションで積極的に活用し、職務意欲の向上を図るとともに、児童に関わる支援能力・技術・実践力の強化に努める。また、職務を通したOJT研修を人材育成の基本に位置付けた上で、事務局とも連携し園内研修の充実強化を図る。とりわけ、約3割を占める経験1～3年の新人職員の早期教育や職員の意識改革、風通しの良い職場づくりなどあらゆる取組を進めていく。

さらに、他施設や関係機関への派遣研修を継続実施し充実させることにより、職

員の経験拡大と専門知識・技術習得の一助とする。

Ⅲ 実施計画

平成 29 年度末現在、児童の 70%が中高校生である。また、全体の 65%の児童が被虐待を主訴として入所しており、25%が知的障害や発達障害など特別な支援を要する児童である。また 17%が情緒行動上の障害を抱え定期的に児童精神科を受診している児童である。児童自身の課題、保護者が抱える課題などあいまって社会的養護の必要性は、ますます高まっている。このような状況の中、児童の多くは大人に対する信頼感を失っており、自己肯定感も低く、対人関係や行動を適切にコントロールすることに課題を抱えている。

平成 30 年度はこうした状況を踏まえ、児童相談所や学校、医療機関等の関係機関と連携を図り、児童が抱えるさまざまな課題に向き合い、児童自らが自立に向けた力を身に付けられるような支援を行うため、以下の事項について重点的に取り組んでいく。

1 質の高いサービスの提供

(1) 専門的な支援の充実

児童相談所、学校、病院等の関係機関とは緊密な連携を図りながら、学園として、また職員個々が主体的に関わりケースマネジメント能力の向上に努める。

ア 施設心理職による個別面接を計画的に実施するとともに、カウンセリングや行動療法を用いた心理療法の積極的活用を図る。

イ 児童相談センターの関係機関支援事業の活用、医師による巡回相談、外部講師・職員OBによるスーパーバイズを積極的に活用し支援の向上を図る。

ウ ココカラ委員会で検討した性教育プログラムを実施し、生活スキルを向上させ、歪んだ認知を修正することで、自己肯定感を高め、適切な対人関係の実現を支援する。

エ 学校教育をきちんと受けること、家庭学習の習慣を身に付けることを基本に基礎学力の向上を図り、将来に向け自身の夢が持てるよう支援する。

* 心理職員によるケア

個別面接	32 人	月 1 回～2 回程度の定期的関わり 必要に応じて随時対応
------	------	----------------------------------

(2) 家庭的な寮運営

ア 家庭的な環境での養育

児童一人ひとりが大切にされていることを実感でき、落ち着いた生活を送ることで情緒の安定が図られ、生活において他人を思いやることができる温かい

家庭的な雰囲気のある寮運営を目指す。

また、自立のために必要な経済観念や節約観念など、生活場面をとおして支援を行う。併せて、施設からの自立を見据えて、寮での食事や外食等を通じテーブルマナーやルールなどを身に付けさせる。

地域の中で、家庭的環境を確保し児童の養育を行うグループホームを引き続き運営し、家庭的養護を推進していく。

名 称	定 員	備 考
みずき	6人	都型

イ 自主調理・出張調理の充実

土曜・日曜・祝日の朝食を寮で調理するなど、子どもたちも参加して行う自主調理や出張調理を充実させ、より家庭に近い食生活を提供する。

* 自主調理・出張調理

自主調理	年 30 回	各寮 4 回×6 寮+高齢児寮 6 回
出張調理	年 23 回	各寮 3 回×6 寮+高齢児寮 3 回+GH2 回

(3) 家族再統合及び自立に向けた取組強化

家族関係に配慮を要する児童を除いて、家族再統合を基本に児童相談所及び関係機関との緊密な連携のもと、家族が持つ課題に向き合い、家庭支援専門相談員（FSW）を中心に、保護者や親族との交流を進め親子関係再構築支援の充実を図る。

また自立に向け、児童の能力にあった学習支援を行い、基礎学力の向上を図るとともに、進学を目的とした学習環境の整備に取り組み、希望する進路が実現できるよう支援する。そのために、進学や就労などの将来展望等について折に触れ考えさせ支援を行っていく。

* 家族再統合

親子宿泊	延べ 60 泊	対象児童：10 人×年間 6 泊
保護者との面会、外出	延べ 135 回	対象児童：45 人（全体の 7 割）
保護者との外泊	延べ 200 泊	対象児童：26 人（全体の 4 割）

* 自立に向けた支援

学習会等実施回数	延べ 260 回	小中学生対象 5 人×52 週
自活訓練等実施回数	延べ 98 日	対象児童：7 人 （高 3 自立予定 7 人×14 日間）

(4) アフターケアの充実

自立支援担当職員と寮職員との連携により、自立に向けた取組を充実させ、退所後の計画的なアフターケアを行う。また毎月の委員会で各寮からの報告を受け退園生の現状を園全体で共有し必要な支援を行う。

* 退所児童のアフターケア

実施人数	42人	対象児童：80人 【自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年】
------	-----	--------------------------------------

(5) 外部機関の活用

ブリッジフォースマイル等の協力を得て、「職業体験」「巣立ちフェスティバル」などを利用し、リービングケアの充実を図り、社会的自立に必要なスキルを習得する機会を提供する。

(6) グループホーム職員体制の充実

グループホームにおける生活援助要員の確保を行い、グループホーム運営体制の充実を図り、職員個々の援助スキルを高めていく。

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用

平成29年度の実施では、多様な支援が必要な子どもを受け入れ自立支援に取り組んでいること、設備の改修等を行い、子どもが快適に生活を送れる環境整備を行っていること、地域住民等、職員以外の大人との交流で子どもの生活の幅を広げ、充実を図っていること等、特に力を入れている取組として評価を受けた。

一方、改善が望まれるとして指摘を受けた点については、改善計画を策定し改善に向けた取組を行うとともに過去の改善事項を含め今後の施設運営に的確に反映させていく。また、平成30年度においても福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの向上に努める。

ア 平成29年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① 職員が良い支援や参考事例等を認め合う「取り組み発見シート」を活用して、モチベーションや支援力の向上につなげる取組をしている。
- ② 家庭支援専門相談員(FSW)を専任配置して、子どもと保護者等との関係維持・再構築等の支援に取り組んでいる。
- ③ 通院時の同行をはじめ薬の服用への説明等、丁寧な対応を心がけ子どもへの健康管理に努めている。

イ 平成29年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 職員の入れ替わりがすすんでいる状況を踏まえた職員の育成強化
- ② 「食」に対する支援内容を明確化し、食生活の充実に向けた取組
- ③ 子どもの退所後を見据え、職員間の共通認識を図りながら支援

ウ 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ① 職員個々のスキルアップや組織力強化に向け、継続的・体系的な研修
- ② 栄養士及び寮職員を中心に、食育について食事委員会等で検討し取り組む
- ③ 進学や就労自立に向けたツールを活用するなどし、寮職員の自立支援力の底上げを図る

(2) 苦情解決制度の充実

苦情解決委員会を月1回開催するとともに、第三者委員（通称：児童相談員）の定期的な児童相談を行う。児童相談員は、児童寮で一緒に夕食を取るなど相談しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、児童からの苦情については、速やかな解決を図り、必要に応じて児童相談員の助言を得て、更なるサービスの向上に努める。

第 三 者 委 員	相談実施回数
3人（主任児童委員、民生委員、市社協オンブズパーソン）	年12回

(3) 利用者満足度調査

本園で14年目を迎える利用者満足度調査を引き続き実施するとともに、児童にわかりやすく周知し、園の運営に反映させる。前年度の課題を精査し、より子どもが答えやすいアンケートとなるよう修正し実施する。

実 施 内 容	実施時期
子どもが思っていることや考えていること等を知る手がかりとして個別アンケートを実施(聞き取り又は記述)し、子ども達によりよい生活が出来るよう支援の改善を図る。	11月

3 公的な役割の強化

(1) 特別な支援が必要な児童の受入れ

園の安定した寮運営を前提に、都内都立施設への需要を踏まえ、様々な障害や課題を抱え特別な支援を必要とする児童等の受入れに努める。特に児童相談所との密接な協議のもと、このような背景を持った中高生児童の受入れについて、積極的に応じていく。

(2) 専門的な支援技術等の普及啓発

次世代を担う人材を育てていくために、実習生や見学の受入れを積極的に行い、保育・教育・社会福祉関係従事者養成学校との関係を築いていく。

平成30年度は以下のとおり施設実習及び相談援助実習の受入れを行う。

事 項	延人数	内 訳
保育士実習の受入れ	303人	大学 9 校 短期大学 1 校 専門学校 6 校
社会福祉士実習の受入れ	99人	大学 3 校
施設見学の受入れ	30人	教育機関、公的機関等

(3) その他施策の実施

園内の性教育の取り組みを継続するとともに、他施設等の情報も参考にしながらその内容と実践の更なる充実を図る。

近隣の民間児童養護施設との情報交換や連携を図り、児童相談所をはじめとした他機関との相互理解を深めるための取組を推進していく。また事業団他施設とのサービスや支援の相互理解に向けた体験研修を積極的に行っていく。

4 人材の確保・育成の充実強化

(1) OJT推進体制の強化

日常の職務を通して、着実な知識の習得と支援技術の向上が図られるよう、チューター制度等も活用しながら職場での良好なチームワークの構築に努める。また、職員全体の能力向上のために、園内研修や各種委員会、毎日の連絡会の場などを積極的に活用し情報の発信、問題意識の共有を図っていく。

(2) 計画的・効果的な研修の実施

園全体での基礎研修、各係における専門性向上研修、OJT研修、意識改革研修、視野拡大研修を組み合わせ、知見・支援技術の向上、共有化を図ることで専門性の向上に努める。(全ての研修において、非常勤職員も対象とする。)

研 修 内 容	対 象 者	実 施 時 期
新転入職員基礎研修	新転入職員	通年
事例検討会	養護係全職員	年4回
支援技術の向上研修	養護係全職員	7月、10月
実務発表(研修フィードバック)	養護係全職員	2月
権利擁護、マルトリートメント研修	主に2年以内の職員	通年

派遣研修	園全職員	12月
施設見学、他機関の理解	園全職員	1月
園外専門研修	園全職員	通年

5 運営体制の強化

(1) 権利擁護（虐待防止）の取組強化

例月の「職員倫理綱領」及び「体罰防止規程」の輪読、リスクマネジメント委員会での検証と具体的な改善策の検討を継続する。その際には、不適切な事案や失敗事例から常に学ぶ姿勢を失わないこととする。また管理者を含めた職員相互が日常的に気軽に意見交換できるような職場づくりに努め、不適切な支援や施設内虐待などを招かない職場を目指す。児童間の権利侵害についても、職員が事象を正しく把握し対応できるように、更に職務を通して研鑽を重ねる。そのためにも、職員の心身両面の健康維持に最大限配慮する。

(2) 外部専門家・外部医師等との連携

児童相談センターの関係機関支援事業、医師の巡回相談、外部講師、職員OBのスーパーバイズを積極的に活用し、職員チームとしてのレベルアップ、職員個々のスキルアップを図り、園全体の資質向上に努める。

(3) 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

例月の「東京都小山児童学園守秘義務規則」の輪読を行い、各職員の意識啓発を図る。

また、利用者・職員等の個人情報の収集や利用、管理等個人情報の取扱いについては「東京都小山児童学園個人情報取扱事務要領」及び事業団策定の「電子個人情報の管理に関する取扱要領」に基づき適切に対応する。

(4) リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメント委員会を年10回開催し、様々に潜在するリスクを職員間で常に共有するように努める。また、インシデントレポートシステムや家具の転倒防止対策のチェックリストの活用、改善等により、事故の未然防止・被害の最小化を図る。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
事故予防	適宜	インシデントレポートシステムの運用
地震対策	年2回	転倒防止対策チェックリストの活用
リスクマネジメント委員会	年10回	学園全体での共有及び周知

ハイリスクケースの入所前アセスメント	適宜	ハイリスクケースについては事前にリスクの把握と対応策の確認を行う 児童相談所・学校・病院・子ども家庭センター・福祉事務所等関係機関及び保護者
--------------------	----	---

(5) 災害・防犯対策の取組強化

大規模な災害が発生した場合においても、児童や職員の生命・安全を確保し、施設機能を維持していくため、「事業継続計画（BCP）及び対応マニュアル」に基づく訓練や食料等の備蓄を確実にを行う。また、事業団全体で実施する合同防災訓練等に積極的に参加し、事業団本部及び施設間の連携強化を図るとともに、総合防災訓練により地域住民や地元消防署との緊密な連携体制を構築する。

外部からの不審者の侵入等に対する防犯対策については、110番通報や夜間における警備会社への通報の徹底を図るとともに、園内他寮職員との連携及び地域住民との情報共有を行う。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
防災訓練（例月） 及び総合防災訓練	年11回	東久留米消防署【避難及び消火訓練】
	年1回	みどり自治会（地域自治会）、東久留米消防署【総合防災訓練】
事業団合同防災訓練	年1回	事業団が行う合同防災訓練により災害対策本部設営等の訓練を実施する
「リスクマネジメント委員会」における検討	年1回	「リスクマネジメント委員会」において訓練により明らかになった課題を検討し、マニュアルの内容の改善に努める

(6) 働きやすい職場環境の整備

「職員の良いチームワークなくして、児童の安定した生活なし」をモットーに、明るく元気で風通しの良い職場づくりに、職員が一致団結して取り組む。そのためには、職員間で日常的な挨拶や声かけを励行するとともに、常に相手に配慮したきめ細やかな業務引き継ぎを心がけて情報共有を確かなものにする。

また、職員個人や職場が孤立することのないように、特に管理者やリーダー層は日頃から職員が相談しやすい職場風土作りに努力するとともに、困難な課題に対しては、組織を挙げて解決に当たる。

(7) 効率的な施設経営の実施等

児童のより良い生活を支えるため、効率的で効果的な予算執行に努めるとともに、日常生活における無駄の排除や節約にも一層配慮する。また、職員が継続して働きやすい職場とするための環境整備にも努める。

(8) 「部門長・グループリーダー制」への円滑な移行

寮のリーダー的役割を担い、グループリーダーをサポートする中堅職員の人材育成を強化する。事業団児童養護施設の次世代リーダーの育成に努め「部門長・グループリーダー制」の役割を明確にし、円滑な新体制への移行を図っていく。

6 地域ニーズへの対応

(1) 地域における公益的な取組

施設の専門職・専門機能を活用した地域貢献の一環として、地域の高齢者や子育て世帯の福祉ニーズである「健康で快適な地域生活の継続」を実現するために必要な、家庭での衛生管理等の知識の付与と意識の向上を目的に、施設看護師や施設栄養士、施設心理職等による講座や健康相談を実施する。

(2) 多様な主体との連携

施設行事やクラブ活動など、ボランティアやNPOとの連携が可能な領域を明確化し、利用者の社会参加や利用者サービスの向上のために、積極的に協働していく。また、協働に際しては、ボランティアとの懇談会を設定し職員とボランティアの連携に努める。

事 項	延人数	内 容
学習指導	300人	個別学習指導 10人×30回
遊び(2領域)	300人	大学サークル(150人)「青い鳥」 中央大学 NPO(150人)「NICE」
環境整備	10人	樹木の剪定、草むしり
環境教育	3人	川あそび
ホームステイ	20人	外泊できない児童を対象とした長野県飯田市でのホームステイ

(3) 地域との連携・協力関係の強化

これまで築いてきた地域との良好な関係を維持し、行事や防災訓練を通し開かれた施設運営に努める。

施設長自らが、児童が通う中学校のPTA会長を担い、地域保護者との定期的な会合の開催により地域の情報収集および、必要な情報の発信を行う。

また、地域諸団体と協力してコミュニティーの活性化を図る。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
地域自治会等との懇談会の開催	「みどり自治会」及び施設利用団体代表者 年1回 5人
小・中学校との連絡会の開催	小・中学校教職員等 各年1回 20名
高齢者体操グループへの会場提供	「みどり体操会」 300人 10人×年30回
高齢者デイサービスへの会場提供	「ふれあい遺跡クラブ」 150人 15人×年10回
高齢者グランドゴルフグループへの会場提供	「野火止会」 420人 12人×年35回
総合防災訓練の共催	「みどり自治会」 年1回・15人
盆踊り大会の共催	「みどり自治会」等 年1回・100人
餅つき大会の共催	「みどり自治会」等 年1回・50人